

第56期

定時株主総会 招集ご通知



日時

2023年3月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル（YUITO）6階

目次

第56期定時株主総会招集ご通知……………	1
（提供書面）	
事業報告……………	8
連結計算書類……………	27
計算書類……………	30
監査報告……………	33
株主総会参考書類……………	39

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「インターネット等」又は「書面（郵送）」により事前の議決権行使をご検討いただき、当日の出席については、慎重にご判断ください。



星光PMC株式会社

証券コード：4963

証券コード：4963
(発信日) 2023年3月13日
(電子提供措置の開始日) 2023年3月7日

株 主 各 位



第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.seikopmc.co.jp/ir/shareholders/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「第56期定時株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4963/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1 日 時 2023年3月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル（Y U I T O）
野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール

3 目的事項

- 報告事項
1. 第56期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知又は電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本招集ご通知1-2ページ記載の各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求いただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りするとともに、本株主総会につきましては、書面交付請求をいただいていない株主様に対しても、同内容の書面をお送りしております。当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結注記事項」

② 計算書類の「個別注記事項」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

〔事前質問の受付についてのご案内〕

1. 株主様の報告事項及び決議事項等に関するご質問について

事前に株主総会の報告事項及び決議事項等に関するご質問をお受けしたいと存じます。下記ウェブサイトより必要事項及び質問事項をご入力ください。

<https://www.seikopmc.co.jp/enquetes/>



2. 受付

2023年3月22日（水曜日）午後5時まで

3. いただいたご質問の中で、株主の皆様に関心が高いと思われるご質問につき、株主総会でご回答するとともに、株主総会終了後、後日下記ウェブサイトにご回答内容の概要を掲載いたします。すべてのご質問にお答えできない場合がございます。また、株主様への個別のご回答はいたしかねますのでご了承ください。

<https://www.seikopmc.co.jp/ir/shareholders/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第56期定時株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応につきまして、以下の通りご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

株主様へのお願い

- 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、「インターネット等」又は「書面（郵送）」により事前の議決権行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場については、ご自身の体調や株主総会日時点での感染状況を踏まえ、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ご来場される株主様におかれましては、会場内でのマスクのご着用、及び受付でのアルコール消毒並びに検温にご協力をお願いいたします。

当社の対応について

- 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。

その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.seikopmc.co.jp/>) に掲載いたします。

株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

(提供書面)
事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染防止対策と社会経済活動の両立が進められ、緩やかに持ち直しの動きが見られました。但し、物価上昇や急激な為替変動など不安定な状況が続きました。一方、世界経済に目を転じて、2022年2月以降のロシアのウクライナ侵攻に端を発した資源エネルギー価格の高騰等に伴う、インフレ進行や金融引き締めなどにより、極めて不透明感が増しました。

当社グループの主要販売先におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の流れの中で印刷情報紙・印刷インキ等の需要減少等も継続しており、依然として厳しい経営環境となりました。

当社グループは、製品の品質向上・生産性の向上を図り、環境保護・省資源等、販売先業界の経営戦略に対応した差別化商品を市場に投入しました。主に製紙用薬品の拡販と各事業において原料価格の上昇に伴う製品価格への転嫁に努めた結果、当連結会計年度の売上高は32,418百万円（前連結会計年度比4.5%増）となりました。

利益面では、原料・エネルギー価格の高騰に伴う売上原価の増加により、営業利益は1,884百万円（前連結会計年度比34.3%減）、経常利益は2,394百万円（同23.7%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、1,647百万円（同20.9%減）となりました。

セグメント別の経営成績は次の通りであります。

<製紙用薬品事業>

2022年の国内の紙・板紙生産量は2,366万トンと前年同期比1.1%の減少で推移しました。当社グループは、国内市場、海外市場へ差別化商品の拡販、特に国内板紙・衛生用紙向けの拡販等を実施すると共に、原料価格上昇分の販売価格への転嫁に努めた結果、当事業の売上高は、20,033百万円（前連結会計年度比14.1%増）となりました。

セグメント利益は、売上高の増加はありましたが、国内の原料価格上昇の影響が大きく、828百万円（前連結会計年度比30.6%減）となりました。

<樹脂事業>

2022年の国内の印刷インキ生産量は27万6千トンと前年同期比1.7%の減少で推移しました。当社グループは、厳しい事業環境に対応するべく製品ポートフォリオ変革と原料価格上昇分の販売価格への転嫁に努めましたが、中国の景気減速に伴う粘着剤の販売数量減が響き、当事業の売上高は6,888百万円（前連結会計年度比14.8%減）となりました。

セグメント利益は、粘着剤の販売数量減、及び国内の原料価格上昇により、353百万円（前連結会計年度比56.0%減）となりました。

<化成品事業>

化成品事業の売上高は、主力製品の輸出数量の増加、及び原料価格上昇分の販売価格への転嫁に努めた結果、5,497百万円（前連結会計年度比1.9%増）となりました。

セグメント利益は、売上高の増加はありましたが、原料価格上昇の影響もあり、1,043百万円（前連結会計年度比20.5%減）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

1) 資金調達

短期借入金につき、親会社であるDIC株式会社及び銀行借入により調達しております。

2) 設備投資

当連結会計年度の設備投資額は、2,830百万円となりました。セグメント別には、製紙用薬品事業においては1,329百万円、樹脂事業においては141百万円、化成品事業においては1,132百万円の設備投資を行いました。

3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

4) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第53期 2019年12月期	第54期 2020年12月期	第55期 2021年12月期	第56期 (当連結会計年度) 2022年12月期
売上高 (百万円)	27,970	26,046	31,032	32,418
経常利益 (百万円)	2,839	2,667	3,139	2,394
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,961	1,685	2,082	1,647
1株当たり当期純利益 (円)	64.69	55.59	68.69	54.33
総資産 (百万円)	36,225	37,069	41,882	46,557
純資産 (百万円)	27,136	28,451	31,593	31,108

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

昨今は事業環境の不確実性が益々増大し、企業への社会的要請も質的・量的に高まってきております。こういった状況を踏まえ、当社は経営理念^(※1)及び経営ビジョン^(※2)の実現に向けて、全社一丸となって目指すべき方向性を明確にするため、2030年をゴールとした将来像、長期ビジョン「VISION 2030」を策定いたしました。「VISION 2030」では、「エコテクノロジーで持続可能な社会の実現に貢献するグローバル企業となる」をスローガンに、GHG（温室効果ガス）の削減などESG（環境・社会・ガバナンス）に関する経営課題を解決しつつ、海外へ積極的に展開し、新事業を構築するなど製品／事業地域／事業領域のポートフォリオ変革により事業拡大することを目標としております。

引き続き厳しく不透明な事業環境が予想される中で、「VISION 2030」達成に向けた第一段階として、中期経営計画「OPEN 2024」（2022～2024年）に取り組んでおります。「OPEN 2024」に基づき、当社は「Change」をキーワードに下図に定める施策を遂行することで様々な変革を図り、時々刻々と変化する事業環境に対し柔軟に対応できる事業・企業となるための土台作りを行ってまいります。「OPEN 2024」の最終年度である2024年度は、売上高390億円、営業利益37.5億円、営業利益率9.6%、海外売上高比率40%以上、New Green Index 130以上の達成を目標とし、あわせて参考指標として稼ぐ力を表すEBITDA（営業利益＋減価償却費）57.5億円、経営の効率性を表すROE 8.4%も設定しております。

(※1) 経営理念：「私たちは、新たな技術の創造により、
人と環境が共生する豊かな社会の発展に貢献します」

(※2) 経営ビジョン：「エコテクノロジーで未来を創る」

中期経営計画「OPEN 2024」 ～基本方針～



(*)2050年カーボンニュートラルの実現と2030年GHG排出量50%削減（Scope1+2 CO₂換算【2013年対比】）を目標とする計画

(*)2)顧客価値向上の観点から評価項目・基準を見直した当社環境戦略製品の売上指標。2021年の当該製品売上高を100として指数化。

(ご参考) Q & A 株主様のよくあるご質問にお答えします！

Q1.

2023年12月期の見通しについて教えてください

ロシア・ウクライナ情勢の長期化により、不確実性の高い事業環境は続きますが、原料・エネルギー価格の高止まりに対する適切な価格転嫁、及び需要旺盛な東南アジアを中心とした海外拡販等に取り組んでまいります。これらにより、2023年12月期の連結業績は、売上高352億円(前期比+8.8%)、営業利益20.1億円(前期比+6.7%)、親会社株主に帰属する当期純利益15.5億円(前期比▲5.9%)を見込んでおります。また、EBITDAは39.3億円(前期比+18.4%)を目指します。

Q3.

マリンナノファイバー (MNF) 社について教えてください

MNF社は、キチンナノファイバー研究の権威である鳥取大学の伊福伸介教授が、『カニ殻でみんなを笑顔に』することを目指して設立した会社です。キチンナノファイバーは、カニ殻などに含まれる『キチン』などを超極細繊維にした新素材です。MNF社は、キチンナノファイバーの持つ高い保湿性や抗炎症効果を活かした、化粧品やペットケア製品に強みを有します。CNFの工業分野での活用を得意とする当社とシナジーを発揮することで、ナノファイバー技術を核とする事業ポートフォリオの拡大を推進してまいります。

Q2.

セルロースナノファイバー (CNF) の進捗について教えてください

当社はCNFを自動車・家電・建材・日用品等の幅広い用途でご使用いただくことを目指し、多様な業界のお客様と取り組みを進めております。一方で、お客様との秘密保持契約もあり、当社からの進捗情報の開示が難しい場合がございますこと、ご理解を賜れますと幸いです。

NEDO助成事業では、CNF複合材料のコストを大幅に低減する製造プロセスの開発と、自動車部材としての評価を進めております。こちらはNEDOの進捗報告等を適時・適切に開示してまいります。

Q4.

プライム市場上場維持基準適合への取り組みについて教えてください

当社は、「流通株式時価総額」に関して基準を下回っております。「流通株式時価総額」の構成要素は「時価総額」と「流通株式比率」に分けられますが、前者の向上のため、強固な収益基盤構築による収益拡大とIR活動強化により、投資家の皆様からご評価いただけるように注力しております。後者への対策として、政策保有株式の解消を働きかけ、流通株式比率はこの一年半で37.5%から41.2%まで向上いたしました。今後も、2024年12月度末までの基準適合を目指し、企業価値向上の努力を続けてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

製紙用薬品事業

サイズ剤・紙力増強剤等の製造・販売

樹脂事業

印刷インキ用樹脂・記録材料用樹脂・粘着剤等の製造・販売

化成品事業

機能性モノマー・オリゴマー等の製造・販売

(6) 主要拠点等 (2022年12月31日現在)

1) 主要な営業所及び工場

本 社	: 東京都中央区日本橋本町三丁目3番6号
営業所	: 東北営業所 (宮城県仙台市) 東京営業所 (東京都中央区) 東京営業所 (東京都中央区) * 1 富士営業所 (静岡県富士市) 関西営業所 (兵庫県明石市) 明石営業所 (兵庫県明石市) * 1 九州営業所 (福岡県福岡市)
工 場	: 岩井工場 (茨城県坂東市) * 1 竜ヶ崎工場 (茨城県龍ヶ崎市) 千葉工場 (千葉縣市原市) 静岡工場 (静岡県富士宮市) 明石工場 (兵庫県明石市) * 1 播磨工場 (兵庫県加古郡播磨町) * 1 水島工場 (岡山県倉敷市)
研究所	: 市原研究所 (千葉縣市原市) 千葉研究所 (千葉県千葉市) 明石研究所 (兵庫県明石市) * 1
子会社	: K J ケミカルズ株式会社 (東京都中央区) * 2 星光精細化工 (張家港) 有限公司 (中国江蘇省張家港市) 星悦精細化工商貿 (上海) 有限公司 (中国上海市) 新綜工業股份有限公司 (台湾桃園市) * 1 SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD. (ベトナムバリアプンタウ省)

(注) * 1印は、主として樹脂事業にかかわるものであります。

* 2印は、主として化成品事業にかかわるものであります。

他は主として製紙用薬品事業にかかわるものであります。

2) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
製紙用薬品事業	390名	23名増
樹脂事業	199名	10名減
化成品事業	97名	増減なし
全社(共通)	36名	2名減
合計	722名	11名増

- (注) 1. 従業員数には、雇用期間に定めのある者のうち、フルタイムで就業している者を含めております。
2. 全社(共通)には、当社の総務・経理・経営企画等管理部門の従業員数を記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
479名	8名減	43.42歳	19.00年

- (注) 従業員数は、当社から子会社への出向者を除く人数であり、雇用期間に定めのある者のうち、フルタイムで就業している者を含めております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

1) 親会社の状況

当社の親会社はD I C株式会社であり、当社の株式を16,527千株(持株比率54.51%)保有しております。当社と同社の間には、同社に対する当社製品の販売、同社製品の仕入等の継続的な取引関係があります。また、当社は同社に対し、D I Cグループ内の資金融通システムを通じて、資金の借入および貸付を行っております。

2) 親会社等との間の取引に関する事項

①当該取引が当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等との間で取引を行っておりますが、当該取引を行うに当たっては、少数株主保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、独立企業間原則に基づき、公正かつ適正に決定しております。

- ②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
 当社は親会社等との取引については、上記の留意事項や親会社からの独立性確保の観点等も踏まえ、社外役員のみで構成される利益相反管理特別委員会において多面的な議論を行い、取締役会への報告を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定していることから、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。
- ③取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
 該当事項はありません。
- ④親会社との間の重要な財務及び事業の方針に関する契約等
 該当事項はありません。

3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
K J ケ ミ カ ル ズ 株 式 会 社	350百万円	100%	機能性モノマー・オリゴマー等の製造・販売
星光精細化工（張家港）有限公司	14,500千US\$	100%	製紙用薬品の製造・販売
星悦精細化工商貿（上海）有限公司	4,500千US\$	100%	製紙用薬品・印刷インキ用樹脂の仕入・販売
新 綜 工 業 股 份 有 限 公 司	50百万NTD	92.8%	粘着剤の製造・販売
SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.	11,200千US\$	100%	製紙用薬品の製造・販売

(注) 2023年1月11日付で、株式会社マリンナノファイバーの株式について議決権所有割合の85.4%を取得いたしました。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
D I C 株 式 会 社	3,602百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	450百万円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	400百万円

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開及び配当性向・配当利回り等を総合的に勘案し、適切な配当水準を維持しつつ株主の皆様への利益還元を行うことを利益配分の基本としております。内部留保資金につきましては、事業体質強化のための設備投資や新技術への研究開発投資などに積極的に充当し、経営基盤の強化に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針に基づき、効力発生日を2023年3月29日として、1株につき普通配当8円とさせていただきます。既に、2022年9月6日に実施済みの中間配当金1株当たり8円とあわせまして、当事業年度の配当金は、1株当たり計16円となります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 30,321,283株
- (3) 株主数 7,494名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
D I C 株 式 会 社	16,527	54.51
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (りそな銀行再信託分・北越コーポレーション株式会社 退職給付信託口)	1,261	4.16
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	1,048	3.46
日 本 製 紙 株 式 会 社	630	2.08
星 光 P M C 従 業 員 持 株 会	475	1.57
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信託口)	348	1.15
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信託口4)	310	1.02
乗 越 厚 生	251	0.83
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	214	0.71
山 田 直 邦	143	0.47

- (注) 1. 千株未満は、切り捨てて表記しております。
2. 持株比率は、自己株式 (192株) を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	滝 沢 智	
代 表 取 締 役	菅 正 道	社長執行役員、海外事業部長、新綜工業股份有限公司董事長、SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.会長、サステナビリティ委員会委員長
取 締 役	村 田 満 広	常務執行役員、製紙用薬品事業部長
取 締 役	菊 地 祐 二	D I C株式会社 執行役員パフォーマンスマテリアル製品本部長
取 締 役	原 田 秀 次	
取 締 役	多 賀 啓 二	日清紡ホールディングス株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	瀬 戸 正 顕	
監 査 役	小 室 正 紀	慶應義塾大学名誉教授
監 査 役	寺 前 實	

(注) 1. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次の通りであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
滝 沢 智	代表取締役社長 内部統制推進委員会委員長	取締役会長	2022年3月25日
菅 正 道	常務取締役 経営企画本部長、海外事業部長、新綜工業股份有限公司董事長、SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.会長、財務報告統制委員会委員長	代表取締役社長執行役員 海外事業部長、新綜工業股份有限公司董事長、SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.会長、サステナビリティ委員会委員長	2022年3月25日
村 田 満 広	常務取締役 製紙用薬品事業部長	取締役常務執行役員 製紙用薬品事業部長	2022年3月25日

2. 取締役原田秀次氏及び多賀啓二氏は、社外取締役であります。
3. 取締役岩田悟氏及び土山祐介氏は、取締役を退任し、執行役員に就任いたしました。
4. 常務取締役井内秀樹氏及び取締役宮崎茂氏は、取締役を退任し、顧問に就任いたしました。
5. 監査役小室正紀氏及び寺前實氏は、社外監査役であります。
6. 当社は、取締役原田秀次氏及び多賀啓二氏、並びに監査役小室正紀氏及び寺前實氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 常勤監査役瀬戸正顕氏は、総務・経理業務等を務めた経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び会社法上の重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害が填補されることとなります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、役員報酬・指名委員会へ諮問し、答申をうけております。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会からその決定を一任された役員報酬・指名委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次の通りです。

① 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等に関しては、固定報酬（月額報酬）と会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬（賞与）から構成するものとし、固定報酬に関しては、各取締役の職責や役位に応じて支給しております。なお、社外取締役は業務執行から独立した立場であることから固定報酬のみとしております。

② 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬に関しては、定量評価及び定性評価のそれぞれの基準によるものとしております。定量評価の基準としては、連結営業利益の事業年度ごとの水準をもとに評価しております。

定性評価の基準となる各取締役の経営への貢献度については、期首に各取締役が設定した重点課題に対し、その達成状況を短期・中期それぞれの視点から総合的に評価しております。

③ 上記①の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬及び業績連動報酬の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、役員報酬・指名委員会が定める同業種、同規模等のベンチマーク対象企業群の役員の報酬構成比率データを参考に設定するものとし、固定報酬が概ね7割程度、業績連動報酬が概ね3割程度となるよう設定しております。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場

であることを鑑み、固定報酬のみとしております。

④ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬については、毎月現金で支給し、業績連動報酬については、年に一回現金で支給するものとしております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者への委任に関する事項

当社は、報酬等の決定手続きの客観性を高めるため、取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会からその決定を委任された役員報酬・指名委員会において決定しております。役員報酬・指名委員会は、独立社外取締役を議長とし、独立社外取締役が過半数となるよう構成しております。同委員会は、上記①②③の方針に従い、年1回同委員会で審議し、決定しております。

監査役の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次の通りです。

監査役については、監査役の高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬（月額報酬）のみ支給しております。2006年6月27日開催の第39期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。当該報酬内で、監査役の協議を経て支給することとしております。

2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			支給員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	150 (4)	123 (4)	27 (-)	- (-)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19 (4)	19 (4)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計	170 (9)	142 (9)	27 (-)	- (-)	12 (4)

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示しております。
 2. 上記支給人員には、無報酬の取締役は含まれておりません。
 3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 4. 当事業年度における業績連動報酬等に係る定量評価の基準である連結営業利益の実績は2,867百万円（前事業年度比+255百万円）となりました。連結営業利益を定量評価の基準とする理由は、当社では企業価値の持続的な向上を図るためには収益力が重要と考えており、それを中期経営計画において達成すべき目標の一つとして設定していることによるものです。
 5. 取締役の報酬等の額は、2022年3月25日開催の第55期定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役分は30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）です。
 6. 監査役の報酬等の額は、2006年6月27日開催の第39期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
 7. 取締役の個人別の報酬等の額の決定は、取締役会から役員報酬・指名委員会に一任しております。同委員会は取締役の報酬等の決定手続きの客観性を高めるため、上記5.の株主総会決議の範囲内において、取締役の報酬等の額を審議し、決定する機関として設置しております。同委員会は、社外取締役である原田秀次氏を委員長とし、社外取締役の多賀啓二氏及び代表取締役社長執行役員菅正道氏の3名で構成されています。また、業績連動報酬等につきましては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、上記4.による定量評価や各取締役が設定した重点課題の達成状況による定性評価を行い、取締役の個人別の報酬等の額に対し、概ね3割程度の範囲で決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役多賀啓二氏は、日清紡ホールディングス株式会社の社外取締役を兼任しております。当社と兼任先の間には取引関係はありません。
- ・監査役小室正紀氏は、慶應義塾大学名誉教授を兼任しております。当社と兼任先の間には取引関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	原 田 秀 次	17回中17回	—	長年にわたるコンサルティング業務の見地から、計画・取引にかかる適切かつ必要な手順・事項について指摘・確認を行い、各国の規制、市況の動向による当社へのリスク管理に関して指摘を行うなど当社の適正手続き、リスク管理に関する発言を行うとともに、取締役会の意思決定の適法性、妥当性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
取 締 役	多 賀 啓 二	17回中16回	—	政府系金融機関の要職を歴任された経験及び経営者としての高い見識から、経営上の大きなリスク、機会の損失と考えられるものについて適宜、指摘を行い、監督の必要性を確認するなど経営判断において必要な指摘を行い取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	小 室 正 紀	17回中17回	17回中17回	経済活動に対する幅広い学識・知見に基づき、資金の状況、適切な労働環境、人員配分に関する指摘等、広く事業活動、事業基盤に関する指摘を行い取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会に出席し、監査の方法及び結果等について、意見の表明を行っております。
監 査 役	寺 前 實	17回中17回	17回中17回	公務において様々な要職を歴任された経験から、国内の規制を含めた法令遵守の見地からコーポレートガバナンスの充実に関する発言を行い取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会に出席し、監査の方法及び結果等について、意見の表明を行っております。

3) 親会社または当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社または子会社からの役員報酬等の総額 該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人からの監査計画、監査時間や報酬見積りの算出根拠などを確認し、過年度の監査計画と実績の状況及び監査報酬の推移を踏まえ、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社である、星光精細化工（張家港）有限公司、星悦精細化工商貿（上海）有限公司、新緑工業股份有限公司、及びSEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項ありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、次の事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続きを行います。

- 1) 会計監査人が会社法第340条第1項に定める以下のいずれかの事由に該当するとき。
 - ①職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - ②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - ③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またこれに堪えないとき。
- 2) 会計監査人が社会的な信用を失墜したとき。
- 3) 監査業務に重大な支障をきたすと認められる事由が生じたとき。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関する決議の概要並びに当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 「コンプライアンス行動規範」を定め、全役職員に法令及び企業倫理遵守の徹底を図る。コンプライアンスを「法令遵守」のみならず、「公正・透明な事業活動を行い、利害関係者の信頼・期待に応えること」と定義し、当社全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすことを目指す。
- 2) 健全な企業経営を行うために「サステナビリティ委員会」を設置し、その下に「コンプライアンス部会」を設置し、コンプライアンス体制の維持・強化及び役職員に対する啓蒙・指導を行う。
- 3) 「コンプライアンス行動規範」に加え、「倫理規程」、「就業規則」、「組織規程」及び「内部監査規程」を定め、使用人による法令・規則や社内規程遵守の徹底を図る。使用人は、社内規程が実情にそぐわなくなったと判断する場合には、遅滞なく管掌役員に提案する。
- 4) 内部監査室が使用人の職務執行状況のモニタリングを実施し、代表取締役社長執行役員に報告する。
- 5) 使用人が法令・定款上疑義のある行為等を知った場合、社内の特定の窓口相談・通知する仕組みを「コンプライアンス行動規範」及び「内部通報規程」により定めるとともに、当該通報者に不利益がないことを確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報資産を適切に管理・保護するための基本方針である「情報セキュリティポリシー」を定め、取締役の職務の執行に係る文書その他の重要な情報については、「内部者取引防止規程」、「情報管理規程」及び「文書管理規程」に従い適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社の企業活動の持続的発展を脅かすリスクに応じて、「危機管理規程」、「コンプライアンス行動規範」等の全社的規程を整備し、管理体制を構築する。更に、各部門においても関連規程に基づくマニュアル等を制定して部門毎に、これらのリスクを管理する体制を構築する。
- 2) 「サステナビリティ委員会」の下にリスクマネジメントを行う組織として、「サステナビリティ推進部会」を設置し、経営全般に係る全社的なリスクを管理する体制を構築する。更に、「サステナビリティ推進部会」の下に「BCP推進チーム」を設置し、有事に備える。
- 3) 取締役は、定期的なリスク管理体制を見直し、企業活動に伴う重大なリスクの把握と管理体制の改善を行い、万一リスクが現実のものとなった場合においても損害を最小限にとどめることで、当社の社会的責任を果たし、事業の継続に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、「取締役会規則」、「組織規程」及び「業務分掌規程」に従い、業務執行を担当する取締役の管掌を定め業務の執行を行わせる。
- 2) 業務執行を担当する取締役に決定を委任された事項については、更に「職務権限規程」により一定の権限の下部委譲を行い、規程に定める職位にある者が必要な決定を行う。
- 3) 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。また、「経営会議」を原則として毎月1回開催し、重要事項の審議を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を定める。
 - ①当社が定めた「コンプライアンス行動規範」を子会社の全役職員にも遵守させる。
 - ②当社「コンプライアンス部会」は子会社に対してコンプライアンス体制の構築、維持、管理並びにこれらに係る支援、指導を行う。
- 2) 子会社の経営状況を把握し、その業務が適正に行われるよう「子会社管理規程」を定める。
- 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制を定める。
 - ①当社と子会社が十分な意思疎通を保持し整合性のある一貫した効率的経営を実現するため「子会社管理規程」を定める。
 - ②子会社における重要事項に関しては、当社の承認を必要とする旨の「決裁権限に関する覚書」を子会社と締結するとともに、子会社における経営上の重要事項の列挙と子会社における決裁権限及び親会社の承認レベルを定める「職務権限表」を子会社毎に定める。
- 4) 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制を確保する。
 - ①当社の内部監査室は、子会社の監査を実施する。
 - ②「サステナビリティ推進部会」が子会社のリスクに関する現状とその対応を把握し、子会社のリスク管理を行う。
- 5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制を確保する。「子会社管理規程」において子会社の経営上の重要事項を規定し、子会社の報告を義務付けている。
- 6) 当社は、親会社との取引及び子会社との取引に関しては、独立企業間原則に基づき行う。
- 7) 親会社の定めた「連結グループ会計方針」を遵守し、当社及び子会社の適法・適正な経理処理を通じて、財務報告の信頼性を確保する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 1) 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会と協議のうえ専任または兼任の監査役スタッフを任命する。
 - 2) 監査役スタッフの人選については、代表取締役社長執行役員は監査役会と意見交換を行い決定する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保
- 1) 取締役は、監査役スタッフに対しては、監査役の補助業務に関し指揮命令を行わない。
 - 2) 監査役スタッフの人事異動・懲戒については、事前に監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
 - 3) 監査役スタッフの人事評価は、専任の場合には常勤監査役が、兼任の場合には兼任先の管掌役員が常勤監査役と協議して行う。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 代表取締役社長執行役員及び業務執行を担当する取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - 2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知ったときは、直ちに監査役会に報告する。
 - 3) 取締役は、監査役が決算及び業務の進捗状況に関し報告を求めた場合は、迅速に対応する。
 - 4) 「コンプライアンス行動規範」において、法令等の遵守に関し疑義ある行為を知ったときの相談・通知の窓口の一つを監査役とする。
 - 5) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制を確保する。
 - ①子会社を管掌する者及び子会社の取締役は定期的に当社監査役へ報告を行う。
 - ②子会社の監査役は当社監査役へ定期的に報告を行う。
 - ③子会社の使用人は「コンプライアンス行動規範」及び「内部通報規程」により親会社の監査役に報告を直接行うことができる。
 - 6) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を確保する。当社及び子会社の役職員が法令・定款上疑義のある行為等を知った場合、社内の特定の窓口で相談・通知する仕組みを「コンプライアンス行動規範」及び「内部通報規程」により定めるとともに、当該通報者に不利益がないことを確保する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることを確保する体制を保持する。
- 2) 代表取締役社長執行役員は、監査役会と定期的に意見交換の機会を持ち、当社の経営課題、監査役の監査環境の整備等について相互理解を深める。
- 3) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努める。
- 4) 監査役の職務執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項を明確にする。
 - ① 監査役会は監査に係る通常必要な経費の予算化を会社に要請し、会社は予算に計上するとともに、使用された経費の計上を行う。
 - ② 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、会社は監査役との協議により、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1) 取締役会において、「財務報告に係る内部統制の基本方針」及び「全社的な内部統制に係る指針」を制定し、当社及び子会社の財務報告に係る内部統制を構築するとともに、当該体制が適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行う。
- 2) 当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保する組織として、「サステナビリティ委員会」の下に「財務報告統制部会」を置く。

(11) 当社及び子会社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは対決する。管理本部総務部を対応統括部署として警察等と連携するとともに、「コンプライアンス行動規範」の定めるところにより、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1) 内部統制体制の運用状況

当社は、コンプライアンスに関し「コンプライアンス部会」を半期毎に開催しました。子会社を含めたグループ全体のコンプライアンスの意識の向上を図るため、グループ役職員を対象とする研修・教育・遵守の実施状況や、情報資産の管理・保護状況、内部通報制度の利用状況につき、確認いたしました。

リスクマネジメントに関しては、「サステナビリティ推進部会」を半期ごとに開催しました。当該部会では、子会社を含めたグループ全体のリスク認識調査、事業継続計画（BCP）の整備状況につき確認するなど当社グループ全体のリスクにつき、検討いたしました。

また、財務報告に係る内部統制の評価に関しては、「財務報告統制部会」を半期毎に開催しました。連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制の評価を行ったうえで、重要な事業拠点の業務プロセスの評価を実施し、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

これらの「コンプライアンス部会」、「サステナビリティ推進部会」及び、「財務報告統制部会」の議事内容を統括するため「サステナビリティ委員会」を半期毎に開催し、その議事内容を取締役に報告いたしました。

2) 取締役の業務執行体制

当社は、月1回以上取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、原則月1回経営会議を開催し、迅速な意思決定による経営の機動力の確保を図っております。

3) 監査役の監査体制

当社の監査役は、月1回以上監査役会を開催し、情報交換を行っております。また、常勤監査役が経営会議、サステナビリティ委員会、各事業部会議等の重要な会議に出席し、また、稟議書等を常時閲覧し、それらの内容を社外監査役に報告することにより、監査の実効性の向上を図っております。

体制面では、当社の監査役は、代表取締役社長執行役員と年数回懇談会を開催し、また、常勤監査役は毎月、代表取締役社長執行役員等より適宜当社グループの状況を聴取する等、情報収集に努めました。会計監査人及び内部監査室とは、四半期毎に三者で会議を開催し、連携を図りました。

4) 子会社の管理体制

当社は経営企画本部が「子会社管理規程」に基づき子会社の管理を行うとともに、四半期毎に子会社を管掌する者が経営状況を当社取締役会で報告を行うことで経営管理体制の確認及び経営課題の把握を行いました。更に、監査役及び内部監査室が子会社に対する監査・ヒアリングを実施し、コンプライアンス等の状況などを確認いたしました。

7 会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	25,444,680	流 動 負 債	14,346,372
現金及び預金	3,827,471	支払手形及び買掛金	5,875,497
受取手形及び売掛金	11,855,653	短期借入金	5,572,068
電子記録債権	2,000,835	1年以内返済予定長期借入金	85,975
商品及び製品	3,283,138	未払法人税等	229,325
仕掛品	506,939	未払役員賞与	27,600
原材料及び貯蔵品	2,146,933	賞与引当金	587,366
短期貸付金	995,979	その他	1,968,538
その他	835,559	固 定 負 債	1,102,537
貸倒引当金	△7,829	長期借入金	560,436
固 定 資 産	21,113,182	役員退職慰労引当金	7,800
有形固定資産	18,228,945	資産除去債務	87,730
建物及び構築物	5,146,945	繰延税金負債	410,805
機械装置及び運搬具	4,719,028	その他	35,764
土地	7,070,738	負 債 合 計	15,448,909
建設仮勘定	1,075,448	純 資 産 の 部	
その他	216,784	株 主 資 本	29,480,706
無形固定資産	50,500	資本金	2,000,000
投資その他の資産	2,833,737	資本剰余金	1,149,697
投資有価証券	929,539	利益剰余金	26,331,123
退職給付に係る資産	1,134,220	自己株式	△115
繰延税金資産	99,466	その他の包括利益累計額	1,298,262
その他	700,703	その他有価証券評価差額金	285,464
貸倒引当金	△30,193	繰延ヘッジ損益	△6,506
資 産 合 計	46,557,863	為替換算調整勘定	1,169,530
		退職給付に係る調整累計額	△150,226
		非支配株主持分	329,985
		純 資 産 合 計	31,108,954
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,557,863

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		32,418,829
売上原価		24,818,410
売上総利益		7,600,419
販売費及び一般管理費		5,716,149
営業利益		1,884,270
営業外収益		
受取利息	16,090	
受取配当金	28,291	
仕入割引	15,507	
補助金収入	83,227	
為替差益	312,693	
その他	79,598	535,410
営業外費用		
支払利息	18,898	
その他	6,114	25,013
経常利益		2,394,667
特別利益		
固定資産売却益	41	
補助金収入	104,149	104,191
特別損失		
固定資産売却損	1,001	
固定資産除却損	53,459	
固定資産圧縮損	104,149	158,610
税金等調整前当期純利益		2,340,248
法人税・住民税及び事業税	593,055	
法人税等調整額	83,644	676,699
当期純利益		1,663,548
非支配株主に帰属する当期純利益		16,314
親会社株主に帰属する当期純利益		1,647,234

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

（ 2022年1月1日から
2022年12月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,000,000	1,576,265	25,169,029	－	28,745,294
会計方針の変更による累積的影響額					－
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	1,576,265	25,169,029	－	28,745,294
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△485,139		△485,139
親会社株主に帰属する当期純利益			1,647,234		1,647,234
自己株式の取得				△115	△115
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△426,567			△426,567
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△426,567	1,162,094	△115	735,411
当 期 末 残 高	2,000,000	1,149,697	26,331,123	△115	29,480,706

	その他の包括利益累計額					非支配持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰上損	延シ益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額		
当 期 首 残 高	299,489	1,199	759,049	△102,609	957,128	1,891,009	31,593,432
会計方針の変更による累積的影響額							－
会計方針の変更を反映した当期首残高	299,489	1,199	759,049	△102,609	957,128	1,891,009	31,593,432
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当						△16,467	△501,606
親会社株主に帰属する当期純利益							1,647,234
自己株式の取得							△115
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△426,567
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△14,024	△7,706	410,481	△47,617	341,133	△1,544,556	△1,203,422
連結会計年度中の変動額合計	△14,024	△7,706	410,481	△47,617	341,133	△1,561,023	△484,477
当 期 末 残 高	285,464	△6,506	1,169,530	△150,226	1,298,262	329,985	31,108,954

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	14,856,363	流動負債	12,154,194
現金及び預金	279,240	支払手形	14,694
受取手形	89,398	買掛金	4,847,664
電子記録債権	1,981,932	短期借入金	5,572,068
売掛金	8,594,823	未払金	985,977
商品及び製品	2,043,925	未払役員賞与	27,600
仕掛品	362,068	預り金	40,924
原材料及び貯蔵品	1,176,369	賞与引当金	471,582
前払費用	90,079	その他	193,682
未収収益	19,471	固定負債	576,582
その他	223,388	役員退職慰労引当金	7,800
貸倒引当金	△4,334	資産除去債務	69,183
固定資産	21,822,619	繰延税金負債	471,064
有形固定資産	8,247,984	その他	28,534
建物	1,858,879	負債合計	12,730,776
構築物	207,920	純資産の部	
機械及び装置	1,921,347	株主資本	23,669,247
車両及び運搬具	6,217	資本金	2,000,000
工具器具及び備品	140,491	資本剰余金	1,566,178
土地	3,988,388	資本準備金	1,566,178
建設仮勘定	124,737	利益剰余金	20,103,183
無形固定資産	47,590	利益準備金	463,812
ソフトウェア	37,430	その他利益剰余金	19,639,371
電話加入権	9,659	別途積立金	10,186,719
その他	500	繰越利益剰余金	9,452,651
投資その他の資産	13,527,044	自己株式	△115
投資有価証券	929,539	評価・換算差額等	278,958
関係会社株式	6,165,182	その他有価証券評価差額金	285,464
関係会社出資金	534,991	繰延ヘッジ損益	△6,506
関係会社長期貸付金	4,057,382	純資産合計	23,948,205
長期前払費用	36,889	負債・純資産合計	36,678,982
会員権	61,420		
前払年金費用	1,705,881		
差入保証金	65,380		
その他	570		
貸倒引当金	△30,193		
資産合計	36,678,982		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,341,059
売上原価	18,006,870
売上総利益	4,334,188
販売費及び一般管理費	4,081,089
営業利益	253,099
営業外収益	
受取利息	31,516
受取配当金	516,534
仕入割引	11,224
受取ロイヤルティ	87,982
為替差益	112,251
補助金収入	72,950
その他	56,461
営業外費用	
支払利息	9,660
その他	4
経常利益	1,132,355
特別利益	
固定資産売却益	41
補助金収入	104,149
特別損失	
固定資産除却損	50,293
固定資産圧縮損	104,149
税引前当期純利益	1,082,103
法人税・住民税及び事業税	115,386
法人税等調整額	217,554
当期純利益	864,548

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計			
				その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	2,000,000	1,566,178	463,812	10,186,719	9,073,242	19,723,773	-	23,289,953	
会計方針の変更による累積的影響額								-	
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	1,566,178	463,812	10,186,719	9,073,242	19,723,773	-	23,289,953	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△485,139	△485,139		△485,139	
当期純利益					864,548	864,548		864,548	
自己株式の取得							△115	△115	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	379,409	379,409	△115	379,293	
当 期 末 残 高	2,000,000	1,566,178	463,812	10,186,719	9,452,651	20,103,183	△115	23,669,247	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	299,489	1,199	300,688	23,590,642
会計方針の変更による累積的影響額				-
会計方針の変更を反映した当期首残高	299,489	1,199	300,688	23,590,642
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△485,139
当期純利益				864,548
自己株式の取得				△115
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△14,024	△7,706	△21,730	△21,730
事業年度中の変動額合計	△14,024	△7,706	△21,730	357,563
当 期 末 残 高	285,464	△6,506	278,958	23,948,205

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

星光PMC株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地 肖幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 哲平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、星光PMC株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、星光PMC株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

星光PMC株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸地 肖幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本 哲平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、星光PMC株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況について調査いたしました。また、子会社については、子会社の役員及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、事業の報告を受け、必要に応じて直接赴いて調査を行いました。
 - ②事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として、会社計算規則第131条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

星光PMC株式会社 監査役会

常勤監査役 瀬戸正顕 ⑩

社外監査役 小室正紀 ⑩

社外監査役 寺前 實 ⑩

以上

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
2	<p>再任</p> <p>むら た みつ ひろ 村 田 満 広 (1960年9月11日生)</p>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2008年10月 当社製紙用薬品営業本部営業部長</p> <p>2010年6月 当社製紙用薬品本部理事副本部長</p> <p>2011年6月 当社取締役製紙用薬品本部部長</p> <p>2014年6月 当社取締役製紙用薬品本部長兼海外事業本部副本部長</p> <p>2015年1月 当社取締役製紙用薬品事業部長兼海外事業部副事業部長</p> <p>2017年1月 当社取締役製紙用薬品事業部長</p> <p>2019年3月 当社常務取締役製紙用薬品事業部長</p> <p>2022年3月 当社取締役常務執行役員製紙用薬品事業部長 (現在に至る)</p>	38,700株
<p>候補者とした理由等</p> <p>入社以来、製紙用薬品開発業務を経て、製紙用薬品営業に従事し北海道営業所長、東北営業所長、取締役製紙用薬品事業部長等を歴任しております。深い製品知識、幅広い顧客人脈を有する当社技術営業の指導的立場にあることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
3	<p>再任</p> <p>きく ち ゆう じ 菊 地 祐 二 (1961年7月24日生)</p>	<p>1985年4月 大日本インキ化学工業株式会社（現DIC株式会社） 入社</p> <p>2007年10月 同社コーティング樹脂開発営業部長</p> <p>2010年4月 同社サイアム・ケミカル・インダストリー株式会社出向</p> <p>2013年10月 同社ジェネラルポリマ製品本部製品マネジャー</p> <p>2016年1月 同社ポリマ製品本部副製品本部長</p> <p>2019年1月 同社パフォーマンスマテリアル製品本部副製品本部長</p> <p>2021年1月 同社執行役員パフォーマンスマテリアル製品本部長 (現在に至る)</p> <p>2021年3月 当社取締役（現在に至る） (重要な兼職の状況)</p> <p>DIC株式会社執行役員パフォーマンスマテリアル製品本部長</p>	一株
<p>候補者とした理由等</p> <p>当社親会社DIC株式会社執行役員として、当社事業を管轄するパフォーマンスマテリアル製品本部長（現職）であります。当社株主の代表として当社経営に対する監督を行うのみならず、親会社との業務面でのシナジー実現にも寄与するものとして、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
4	<p>再任</p> <p>原 だ 秀 次 ひで じ 次 (1950年8月29日生)</p>	<p>1973年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 1986年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 1989年5月 SGウォーバーク・ジャパン(現UBS証券株式会社) 入社 1990年6月 同社コーポレートファイナンス部ディレクター (M & A担当) 1992年1月 インドスエズ・アドバイザーズ・パシフィックPte. Ltd. 東京支店 支店長 1994年9月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社 入社 1997年11月 同社パートナー 2012年2月 株式会社好日山荘取締役(社外) 2015年3月 当社取締役(社外) (現在に至る)</p> <p>候補者とした理由及び期待される役割の概要 長年にわたるコンサルティング業務や金融機関での経験に基づき、経営陣から独立した立場での当社経営への助言及び業務執行に対する適切な監督をしており、引き続き独立社外取締役候補者となりました。</p>	一株
5	<p>再任</p> <p>た が けい じ 多 賀 啓 二 (1950年7月25日生)</p>	<p>1973年4月 日本開発銀行(現株式会社日本政策投資銀行) 入行 1999年10月 同行都市開発部長 2002年6月 同行総務部長 2004年6月 同行理事 2008年10月 同行取締役常務執行役員 2009年6月 株式会社東京流通センター代表取締役副社長 2009年6月 株式会社テーアールシーサービス代表取締役社長 2013年6月 株式会社東京流通センター代表取締役社長 2013年6月 株式会社テーアールシーサービス取締役 2016年3月 当社取締役(社外) (現在に至る) 2017年6月 DBJアセットマネジメント株式会社取締役会長 2019年3月 日清紡ホールディングス株式会社取締役(社外) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 日清紡ホールディングス株式会社取締役(社外)</p> <p>候補者とした理由及び期待される役割の概要 政府系金融機関の要職を歴任された経験に基づく、我が国産業に関する幅広い知見と、経営者としての高い見識を活かし、経営陣から独立した立場での当社経営への助言及び業務執行に対する適切な監督をしており、引き続き独立社外取締役候補者となりました。</p>	一株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> よね やま ふ き 米 山 不 器 (1955年6月30日生)	1979年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社) 入社 1986年8月 コロンビア大学経営大学院経営学修士(MBA)取得 1993年5月 アメリカ松下コンピュータ副社長(米国イリノイ州) 1996年4月 パナソニックコンピュータカンパニーモバイルコンピューティング事業センター所長 2005年4月 パナソニックシステムソリューションズ社海外事業本部GM 2008年4月 日本テクトロニクス株式会社代表取締役 2013年5月 日本テクトロニクス株式会社代表取締役兼韓国テクトロニクスカンントリーマネージャー 2017年11月 エムスリードクターサポート株式会社(現株式会社シーユーシー)入社 2020年11月 三雅産業株式会社顧問	一株
候補者とした理由及び期待される役割の概要 国内外の企業で、新規事業立上げ、M&A、合弁会社設立など豊富な経験・実績を有しており、加えて、海外での営業、グローバル展開のノウハウに長けていることから、当社の中期経営計画・長期ビジョン達成へ向けて適切な助言・監督をいただけると判断して、新たに独立社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 菊地祐二氏は、当社親会社であるDIC株式会社の業務執行者であります。当社と同社は製品販売等の取引関係があります。また、同氏は、当社の特定関係事業者であるDIC九州ポリマ株式会社取締役として2013年12月に就任し、2015年3月に退任しております。また、同じく当社の特定関係事業者である水島可塑剤株式会社及びオキシラン化学株式会社において2015年1月より取締役に就任し、2016年1月に退任し、2021年1月より再度、取締役に就任しております。当社と各社との間には取引関係はありません。
2. 他の取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 原田秀次氏、多賀啓二氏及び米山不器氏は、社外取締役候補者であります。
4. 原田秀次氏及び多賀啓二氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって原田秀次氏が8年、多賀啓二氏が7年となります。
5. 当社は、菊地祐二氏、原田秀次氏及び多賀啓二氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として、責任を負う旨の契約を締結しており、菊地祐二氏、原田秀次氏及び多賀啓二氏が再任された場合、各氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。また、米山不器氏が選任された場合、同氏とも本契約を締結する予定であります。
6. 原田秀次氏及び多賀啓二氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、米山不器氏も同要件を満たしており、独立役員とする予定であります。
7. 2022年12月31日現在の取締役の担当につきましては会社役員に関する事項をご参照ください。
8. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役等を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を2023年4月に更新する予定であります。本議案における再任候補者については、既に当該保険の被保険者となっております。選任後も引き続き被保険者となります。また新任候補者も、選任後、被保険者となる予定であります。本保険は、特約部分も併せ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、当社が役員等に対して責任を追及する場合には補償の対象外とする等一定の免責事由があります。なお、本保険の保険料は全額当社が負担しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次の通りであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> いの うち ひで き 井 内 秀 樹 (1958年3月18日生)	1981年4月 大日本インキ株式会社（現DIC株式会社）入社 2005年4月 同社法務部長 2010年4月 同社総務人事部長 2012年4月 同社執行役員総務法務部門、DIC川村記念美術館担当 2014年1月 同社執行役員迪愛生投資有限公司董事長兼總經理、上海迪愛生貿易有限公司董事長 2018年1月 当社入社顧問 2018年3月 当社取締役管理本部長 2020年3月 当社常務取締役管理本部長 2022年3月 当社顧問（現在に至る）	8,700株
候補者とした理由等 DIC株式会社において法務・人事・総務の分野の業務に幅広く従事。同社法務部長、人事総務部長、執行役員総務法務部門、中国現地法人の董事長兼總經理等を歴任し、当社入社後は取締役常務管理本部長に就任など豊富な経験・知見を有していることから、新任監査役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
2	<p>再任</p> <p>てら まえ みのる 寺 前 實 (1951年7月11日生)</p>	<p>1975年4月 建設省入省住宅局住宅建設課</p> <p>2000年12月 建設大臣官房政策企画官</p> <p>2001年1月 国土交通省総合政策局政策課政策企画官</p> <p>2002年7月 同省住宅局住宅生産課長</p> <p>2003年7月 社団法人新都市ハウジング協会専務理事</p> <p>2011年7月 姫路市副市長</p> <p>2015年9月 姫路ケーブルテレビ株式会社取締役副社長</p> <p>2017年6月 新日本管財株式会社顧問(現在に至る)</p> <p>2017年6月 新日本リフォーム株式会社顧問(現在に至る)</p> <p>2017年7月 株式会社山下設計顧問</p> <p>2019年3月 当社監査役(社外)(現在に至る)</p>	- 株
<p>候補者とした理由等 直接会社経営に関与した経験はありませんが、公務において様々な要職を歴任され、豊富な幅広い知見を有しており、当社の社外監査役にふさわしいと判断して、引き続き社外監査役候補者いたしました。</p>			
3	<p>新任</p> <p>こ ばやし けい こ 小 林 敬 子 (1967年9月15日生)</p>	<p>1990年4月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所</p> <p>1993年8月 公認会計士登録</p> <p>2008年10月 小林公認会計士事務所所長(現在に至る)</p> <p>2011年11月 税理士登録</p> <p>2015年10月 独立行政法人農業者年金基金監事(非常勤)(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 小林公認会計士事務所所長 独立行政法人農業者年金基金監事(非常勤)</p>	- 株
<p>候補者とした理由等 直接会社経営に関与した経験はありませんが、大手監査法人にて、上場会社を含む様々な業種の会計監査や審査・リスク管理業務に従事しております。公認会計士、税理士、公認内部監査人としての活動に加え、日本公認会計士協会学校法人委員会委員を歴任するなど、豊富な知識・経験を有していることから、当社の社外監査役としてふさわしいと判断して、新たに社外監査役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 寺前實氏及び小林敬子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 寺前實氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、寺前實氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負う旨の契約を締結しており、寺前實氏が再任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。また、井内秀樹氏及び小林敬子氏が選任された場合、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 寺前實氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、小林敬子氏も、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役等を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を2023年4月に更新する予定であります。本議案における再任候補者については、既に当該保険の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また新任候補者も、選任後、被保険者となる予定であります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

本保険は、特約部分も併せ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、当社が役員等に対して責任を追及する場合には補償の対象外とする等一定の免責事由があります。なお、本保険の保険料は全額当社が負担しております。

ご参考 取締役候補者及び監査役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

候補者番号	氏名	企業経営 経営戦略	技術 研究 I T	営業 マーケティ ング	財務 会計 M&A	人事 労務	法務 リスク 管理	国際性
1	菅 正道	●		●	●	●	●	●
2	村田 満広		●	●				
3	菊地 祐二	●		●				●
4	原田 秀次	●		●	●	●	●	●
5	多賀 啓二	●			●	●	●	
6	米山 不器	●		●	●			●

候補者番号	氏名	企業経営 経営戦略	技術 研究 I T	営業 マーケティ ング	財務 会計 M&A	人事 労務	法務 リスク 管理	国際性
1	井内 秀樹	●			●	●	●	●
2	寺前 實	●				●	●	
3	小林 敬子	●			●		●	

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次の通りであり、佐々木茂氏は社外監査役でない監査役の補欠監査役候補者、三好豊氏は社外監査役の補欠監査役候補者であります。

なお、本選任につきましては、補欠監査役が監査役に就任する前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式の数
1	ささき しげる 佐々木 茂 (1962年6月27日)	1985年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2004年10月 株式会社みずほフィナンシャルグループ主計部連結チーム次長 2009年4月 同社主計部副部長兼米国開示統括チーム次長 2011年10月 常和ホールディングス株式会社（現ユニゾホールディングス株式会社）入社 2014年4月 同社執行役員経理部長 2021年8月 当社入社経営企画本部経理部部长 2022年1月 当社経営企画本部経理部部长（現在に至る）	300株
候補者とした理由 金融機関及び事業会社での長年の経理業務経験、マネジメント経験があり、経理業務に対する相当程度の知見を有していることから、補欠監査役候補者いたしました。			
2	みよし ゆたか 三好 豊 (1968年11月26日)	1995年4月 弁護士登録東京弁護士会所属 1995年4月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所（現在に至る） 2004年4月 ニューヨーク弁護士登録（現在に至る）	一株
候補者とした理由 会社経営に関与した経験はありませんが、企業法務を専門とする弁護士としての経験及び法的知識を有しており、当社の社外監査役にふさわしいと判断して補欠の社外監査役候補者いたしました。			

- (注) 1. 三好豊氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナーであり、当社と同法律事務所の間には顧問契約があります。
2. 三好豊氏は、補欠社外監査役候補者であります。
3. 佐々木茂氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
4. 佐々木茂氏と三好豊氏がそれぞれ監査役に就任した場合は、当社は、各氏との間に会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負う旨の契約を締結する予定です。
5. 佐々木茂氏と三好豊氏がそれぞれ監査役に就任した場合は、当社が保険会社との間で締結している会社法第430条の3の規定に基づく役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容については、4会社役員に関する事項(3)役員賠償責任保険契約の内容の概要等に記載の通りです。当該保険契約は2023年4月に同内容で更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 日本橋室町野村ビル (YUITO)
野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール
東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
TEL 03-3277-0888 (代表)



交通 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅 (A9出口横の入口)
JR総武本線「新日本橋」駅より地下通路にて、
東京メトロ「三越前」駅方面へ (A9出口横の入口)
JR各線「神田」駅 (南口) 徒歩10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。